



6 資第 229 号
令和 6 年（2024 年）9 月 20 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

長野県環境部長

「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」及び「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」の一部改正について（通知）

貴協会におかれましては、日頃から本県の廃棄物行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理施設の設置等にあたり施設設置者が勘案しなければならない事項について「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」（平成 20 年 10 月 14 日付け長野県環境部長通知）として、また、事業計画等の説明会の実施にあたっての留意事項について「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」（平成 20 年 10 月 14 日付け長野県環境部長通知）として示しているところですが、今般、下記のとおり一部改正しました。

つきましては、貴協会会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正後の指針

- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る指針（別添 1）
- (2) 廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針（別添 2）

改正後指針は以下長野県公式ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html>
(ホーム > 暮らし・環境 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物 > 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例について)

2 主な改正内容

「各指針の主な改正内容」（別添 3）及び「新旧対照表」（別添 4、5）を参照ください。

（問合せ先）

担当 長野県環境部資源循環推進課
廃棄物審査係
内山
電話 026-235-7164（直通）